市長記者会見資料

2. 12. 01

指揮本部

今後の対応方針について

国や県の動向及び、長野県が11月12日に変更した「感染症・感染警戒レベルの基準」を踏まえ、12月1日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 対応方針

(1) 現状認識

11月24日に長野県全域の感染警戒レベルが3に引き上げられましたが、 松本圏域においては、医療関係者の尽力や市民の皆様の節度ある行動により、 クラスターの発生や市中感染が抑えられている状況と考えられます。

(2) 今後の対応方針

新型コロナウイルス感染症の発生から今日に至るまでの感染対策の経験や 取組みの積み重ねを踏まえ、国が示す感染リスクが高まる「5つの場面」に注 意し、「新しい生活様式」を実践しつつ、引き続き地域経済や日常生活の再生 に向けた取組みを進めることとします。

2 年末に向けて

飲酒を伴う忘年会等の宴席が増える時期ですが、1(1)の認識のもと、これまでの経験を踏まえた有効な対策を実施したうえで、過度な自粛とならないよう、市民の皆様に呼びかけます。(メッセージは別紙のとおり)

3 市の事業について

(1) 事務事業及び市有施設の対応について

これまでの経験等を踏まえ、引き続き「業者別ガイドライン」を参考に感染 防止対策を徹底したうえで、通常どおり実施・運営することとします。

(2) イベント及び会議の対応について

県が示す「12月1日以降のイベント開催の目安について」に基づき判断 することとします。

なお、全国的な人の移動を伴うイベント、又は参加者が 1,000 人を超える イベントを開催する場合は、イベント主催者が長野県新型コロナウイルス感 染症対策室に事前相談することとします。

(3) 他都道府県への出張の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加が著しい都道府県が増えていることから、長野県が往来に当たって慎重な行動や往来そのものの検討を呼びかけている都道府県に関しては、真に必要な出張か慎重に判断してください。

※対象となる都道府県は、状況に応じて更新されますので、長野県HP等で確認してください。

4 対応方針の見直しに関する考え方

政府や長野県の動向を注視しつつ、松本圏域の感染状況がレベル4に悪化した場合は、重症者の推移や医療機関の態勢を重点に専門家と協議を行い、対策の強化を図ります。